

いすみ市現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

令和6年4月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、いすみ市が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。
- (4) 請負金額が130万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合は除く。

2 当該工事の現場代理人が他のいすみ市発注工事、国又は地方公共団体等が発注する公共工事（ただし、国又は地方公共団体等の発注者の承諾が得られている場合に限る。）の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申出があり、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの
- (2) 災害時により緊急による工事であること。
- (3) 次の条件の全てを満たすもの

ア 兼任する工事は、すべて請負金額が4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満）であること。

イ 兼任する工事の現場は、原則としていすみ市内にあること。

ウ 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前項第4号に該

当するものは件数に含めないものとする。

- 3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申出があったときは、前項第2号に該当する場合に限り、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

(現場代理人兼任等の届出)

第3条 発注者は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しようとするときは、現場代理人兼任届(別記第1号様式)を提出させるものとする。

- 2 前項の規定に基づき届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、現場代理人兼任届を提出させるものとする。

- 3 発注者は、現場代理人の兼任の解除について申出があったときは、現場代理人兼任解除届(別記第2号様式)を提出させるものとする。

- 4 発注者は、前各項の届出を受理したときは、兼任する他の工事の発注課へその旨を通知するものとする。

- 5 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、前各項の規定を準用するものとする。

(現場代理人兼任届等の省略)

第4条 同一発注課の工事を兼任する場合は、一の工事における現場代理人兼任届、又は現場代理人兼任解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。

(現場代理人の責務)

第5条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。